

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新 C	旧 C	新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
地先まで 行田市大字 地先から 行田市大字 齊條字前田 五六三番	地先から 行田市大字 和田字森下 八四番五	羽生市大字 下岩瀬字下 岩瀬五二 六番一 地先まで	行田市大字 持田字油免 二三二六 番地先から	羽生市大字 上新郷字町 並五九五 〇番一 地先まで	行田市大字 上池守字八 木沼三〇 二番一 地先から 羽生市中央 二丁目一五 三番一 地先まで	区 間
一一・二五 二一・七一	九・四八 六六・四九	六・〇〇 六二・三二	六・〇〇 六二・三二	六・〇〇 六二・三二	敷地の幅員 (メートル)	
五五六・四八	一六六五八・四四	八〇〇九・八六	一一三二四・五〇	一一三二四・五〇	延 長 (メートル)	
					備考 旧Aの一部は 県道熊谷羽 生線、県道 佐野行田線 として存置 し、残区 間を羽生市 道として引 き継ぐ。	